

清須市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について公表する。

令和8年2月24日

清須市監査委員 黒川 了一

清須市監査委員 天野 武藏

定期監査結果報告書

1 準拠した基準

清須市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象、実施場所、日程及び対象期間

- (1) 対 象：健康福祉部（社会福祉課）、市民環境部（生活環境課、市民課）

実施場所：清須市役所南館3階 306 中会議室

日 程：令和7年11月1日から令和7年11月26日まで

対象期間：令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

- (2) 対 象：健康福祉部（健康推進課）、建設部（土木課、水道事業）

実施場所：清須市役所南館3階 306 中会議室

日 程：令和7年12月1日から令和7年12月23日まで

対象期間：令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

- (3) 対 象：教育部（学校給食センター管理事務所、学校教育課）、健康福祉部（こども家庭課、児童保育課）

実施場所：清須市役所南館3階 307 中会議室

日 程：令和8年1月1日から令和8年1月27日まで

対象期間：令和7年4月1日から令和7年11月30日まで

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料を参考とし、諸帳簿や関係書類などを確認するとともに、関係職員からの説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

監査を実施した限りにおいて、対象となった各課の事務は法令に適合し、適正に行われていることが認められた。

なお、各課の事務の内容及び監査の結果について、主なものは次のとおりである。

(1) 健康福祉部社会福祉課

主な所管の事務は、障害福祉サービス、障害者手帳、自立支援医療、手当、補装具、生活保護、行路病（死亡）人、日赤、社会福祉協議会、災害救護、給付金、保護司、人権擁護委員、平和祈念式典等に関することである。

「清洲総合福祉センターGR型複合受信機及び非常用放送設備更新工事」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(2) 市民環境部生活環境課

主な所管の事務は、環境保全対策、廃棄物対策等に関することである。

「西枇杷島資源ステーション整備工事」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(3) 市民環境部市民課

主な所管の事務は、住民基本台帳、戸籍、マイナンバーカード交付等に関することである。

「公有財産貸付契約」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(4) 健康福祉部健康推進課

主な所管の事務は、予防接種、地域医療、救急医療、感染症対策、保健センター管理、健康づくり、保健指導、健康診査、検診、歯科口腔保健、精神保健等に関することである。

「定期予防接種業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(5) 建設部土木課

主な所管の事務は、道路・用排水路の新設改良・維持管理、街路灯、交通安全施設、占用、承認工事、境界立会、道路台帳等に関することである。

「排水路改修工事その18」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(6) 建設部上下水道課（水道事業）

主な所管の事務は、水道事業の料金・使用料の徴収、施設の建設・維持管理等に関することである。

「重要給水施設排水管路等耐震化工事設計等業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(7) 教育部学校給食センター管理事務所

主な所管の事務は、学校給食センターの管理、調理、洗浄、行程表作成業務等に関することである。

「エアハンドリングユニットフィルター取替工事」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

(8) 教育部学校教育課

主な所管の事務は、学校教職員、児童生徒、教育委員会、転入学、就学、就学相談、学校施設の整備、要・準要保護、学校医、放課後子

ども教室、通学区域、教科書その他教材の取り扱い等に関することである。

「学習用タブレット端末賃貸借」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

(9) 健康福祉部こども家庭課

主な所管の事務は、児童手当、こども計画策定、母子保健、女性相談、母子父子家庭相談、家庭児童相談、こども家庭総合支援拠点、歯科保険、妊娠及び出産支援事業等に関することである。

「清須市こども計画策定支援業務」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

(10) 健康福祉部児童保育課

主な所管の事務は、保育園・児童館・子育て支援センター・たんぽぽ園・幼稚園の運営、保育所等設置認可、医療的ケア児、補助金、幼児教育・保育無償化、保育所整備、給食、ファミリーサポートセンター等に関することである。

「清須市病児保育事業」その他の契約文書及び事務について審査したところ、法令等に準拠して、適正に行われていると認められた。

また、負担金等についても予算の定めにより適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

7 監査のまとめ

今後においても引き続き、各種規則、規程、要綱等に基づく基本的な事務手順を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。